

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

■計画期間

2022(令和4)年4月1日～2026(令和8)年3月31日までの4年間

■目標

全ての雇用管理区分で、年次有給休暇の年間平均取得日数13日を達成する

■行動計画

- 有給休暇に関するアンケートの実施
- 有給休暇のニーズ、有給休暇を取得しやすい環境の認識、会社に対しての要望をヒアリング
- 有給休暇の取得日数の少ない労働者への呼びかけを行う
- 有給休暇の取得日数の少ない部門と労働者をピックアップし、年間の取得予定について個別に確認
- 2022年アンケートと、その後の動向を受けて、会社としての取り組みを決定し、実施を開始する
- 取得状況の確認と社内体制の振り返りを継続

■女性の活躍に関する情報公開

雇用管理区分	事務職	技術職	専門職	現業職
平均取得日数(日)	11.56	10.26	10.88	11.82

契約区分	正社員	技術契約社員・パート社員職
平均取得日数(日)	10.93	13.55

全社
11.42

【労働者の一月当たりの平均残業時間】

労働者全体の平均時間(2021年平均)

全体：9時間50分

■周知

事業所内の見やすい場所へ掲示

行動計画の社員への周知・実施促進